令和８年度

社宅等整備促進補助金

高槻市は、市内に従業員の居住を目的とした社宅等を整備等した法人に対して、その費用の一部を補助します。

1. 申請期間

令和９年１月４日(月)～令和９年３月５日(金)

要・事前相談

※申請にあたっては必ず事前に産業振興課にご相談ください。
（本チラシの記載事項以外の詳細な要件・必要資料等を確認します）
※申請期間内であっても、交付見込額が予算額に達した時点で、受付を終了することがあります。

2. 補助限度額

補助対象社宅戸数	新築建設・建売購入・リフォーム等		賃借	
	中小企業者※	中小企業以外	中小企業者※	中小企業以外
１～２戸	対象外			
３戸以上	２０万円／戸	対象外	１０万円／戸	対象外
５戸以上	２０万円／戸		１０万円／戸	
備考	最大１，０００万円補助（50 戸）		最大５００万円補助（50 戸）	

※中小企業者：従業員 300 人以下の法人

※上表の補助限度額及び補助対象経費(裏面参照)の額のうち、低い方の額が補助金額になります。

3. 補助対象者の要件

補助金の交付対象者の主な要件は次のとおりです。

① 法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
② 高槻市における市税の滞納がないこと。
③ 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
④ 高槻市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

4. 社宅等および入居の要件

補助金の交付対象となる社宅等は、次の要件を全て満たす必要があります。

① 補助対象社宅は、補助対象者が補助対象期間（令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）に新たに整備（新築建設・建売購入・リフォーム等・賃借）したものであること。
※ただし、当該月の初日以外の日から整備した場合は、当該月の翌月初日から整備したものとする。

② 補助対象社宅には、補助対象者が雇用する従業員が補助対象期間（令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）に居住し、かつ住民登録をしていること。
※ただし、新築建設の場合は、①のみの要件とする。

	R8												R9		
補助対象期間（社宅を整備し･入居する）	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和8年1月1日 ～ 12月31日												申請期間（R9)1/4～3/5		

5. 補助対象経費等

	区　分	補助対象経費	備　考
1	新築建設	建設工事費用等	土地及び償却資産にかかる費用及び保証金、租税公課は除く
2	建売購入	購入費用等	
3	リフォーム等	増改築・リフォーム等に係る費用等	リフォームに要した経費の 50%が対象（上限 20 万円/戸）
4	賃借	家賃、共益費等（保証金は除く）	申請者が負担するものに限る

6. リフォーム等の工事要件

① 対象工事を行った部分の施工前および施工後の状態が確認できる図面・写真等があること。
② 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

対象となる工事の例	対象とならない工事の例
1.躯体工事（柱、梁、壁、基礎等）	1.内装工事（床･内壁･天井等の内装替え、畳の取替え等）
2.防水改修･断熱工事等	2.建具工事（雨戸･戸･サッシ･ふすま等の取替え等）
3.水道･電気･ガス管等の設備工事	3.外構工事、物置･車庫等の設置等
4.住戸に関わる共用部の改修（廊下、階段、エレベーター等）	4.耐震補強･バリアフリー改修
5.既存社宅の増改築（戸数増加工事、間取り変更等）	5.経年劣化･損耗･事故等による設備等の交換･修繕
	6.解体工事等

7. 申請方法

必ず事前相談のうえ、申請期間（**令和９年１月４日(月)～３月５日(金)**）に、申請書に添付書類を添えて、産業振興課（市役所総合センター９階）へご提出ください。

※申請様式・添付書類は、事前相談時に産業振興課でご案内します。

【申請書類】

①高槻市社宅等整備促進補助金交付申請兼実績報告書（様式第１号）
②補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書兼誓約書（様式第２号）
③要件確認申立書（様式第３号）
④法人の登記事項証明書【原本】
⑤中小企業者の場合、中小企業者（従業員 300 人以下）であることが確認できる書類
（確定申告に係る「法人事業概況説明書」等の写し）
⑥補助対象社宅入居者の 雇用 及び 住民登録 が確認できる書類
（住民税の給与支払い報告書（特別徴収）等の写し）及び 個人情報の目的外利用に関する同意書 ）
⑦社宅等を新築建設・建売購入する場合、当該事実を確認できる書類
（建築工事請負契約書、売買契約書、登記事項証明書等の写し）
⑧社宅等をリフォームする場合、当該事実を確認できる書類
（リフォーム等工事の契約書、登記事項証明書等の写し、図面、対象工事の前後の写真）
⑨社宅等を賃借する場合、その契約内容が確認できる書類
（賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し、入居者の負担家賃額が確認できる書類）
⑩補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等の写し）
※⑦⑧⑨…社宅等の所在地、契約金額、契約日、契約者の氏名・押印等がある箇所

問　合　先　高槻市産業振興課（市役所総合センター９階）TEL 072-674-7411

令和 8 年 4 月発行